

責任開始日から90日を経過する前のがんと診断確定された場合の取扱いに関する約款の改定について

【改定の対象となる普通保険約款・特約条項および改定箇所】

特約条項	改定箇所	掲載ページ
医療総合保険（基本保障・無解約返戻金型）普通保険約款	第50条（責任開始日から90日を経過する日以前の悪性新生物と診断確定された場合の特定疾病保険料払込免除特則の取扱い）	P. 2
新医療総合保険（基本保障・無解約返戻金型）普通保険約款	第48条（責任開始日から90日を経過する日以前の悪性新生物と診断確定された場合の特定疾病保険料払込免除特則の取扱い）	P. 2
3大疾病保障特約条項	第12条（この特約の責任開始日から90日を経過する日以前の悪性新生物と診断確定された場合の取扱い）	P. 4
女性疾病保障特約条項	第15条（この特約の責任開始日から90日を経過する日以前の悪性新生物等と診断確定された場合の取扱い）	P. 6
女性疾病保障特約条項（平成27年11月1日以前契約用）	第15条（この特約の責任開始日から90日を経過する日以前の悪性新生物等と診断確定された場合の取扱い）	P. 6
5疾病就業不能特約条項	第14条（この特約の責任開始日から90日を経過する日以前の悪性新生物と診断確定された場合の取扱い）	P. 4
特定治療支援特約条項	第12条（この特約の責任開始日から90日を経過する日以前のがんと診断確定された場合の取扱い）	P. 6
重度5疾病・障害・重度介護保障特約条項	第17条（特約の責任開始日から90日を経過する日以前の悪性新生物と診断確定された場合の取扱い）	P. 4

女性疾病保障特約について、主契約の契約日（主契約の契約日後に中途付加した場合は付加日）が平成27年11月1日以前の場合は、女性疾病保障特約条項（平成27年11月1日以前契約用）の内容が適用されます。

具体的な約款の改定内容は次ページ以降に掲載していますので、ご参照ください。

責任開始日から90日を経過する前にかんと診断確定された場合の取扱いに関する約款の改定について

【約款の改定内容】（医療総合保険（基本保障・無解約返戻金型）普通保険約款の例）

改定後	現 行
(中 略)	(中 略)
<p>第50条（責任開始日から90日を経過する日以前の悪性新生物と診断確定された場合の特定疾病保険料払込免除特則の取扱い）</p> <p>(1) 被保険者が責任開始日(注1)からその日を含めて90日を経過する日以前(注2)に悪性新生物(別表9)に罹患し、医師または歯科医師により診断確定された場合で、その診断確定の日からその日を含めて6か月以内に保険契約者から当会社に申出があったときは、この特則の付加を無効とします。</p> <p>(2) 本条(1)の規定によりこの特則の付加が無効となったときは、当会社は、第14条（保険料の払込み）(4)の規定にかかわらず、次の①および②に定める保険料の差額を保険契約者に払い戻します。</p> <p>① この特則を付加したもものとして既に払い込まれた保険料</p> <p>② この特則を付加しないもものとして計算した前①に対応する保険料</p> <p>(3) 本条(1)の規定にかかわらず、次の①または②のいずれかに該当するときは、本条(1)の規定は適用しません。</p> <p>① 第23条（告知義務違反による解除）または第25条（重大事由による解除）の規定により、当会社が保険契約を解除することができるとき。</p> <p>② 保険契約が解約その他の事由によって消滅することとなるとき。</p> <p><u>(4) 本条(3)に規定するほか、被保険者が責任開始日(注1)からその日を含めて90日を経過する日以前に悪性新生物(別表9)に罹患していた場合でも、当会社が、保険契約の締結の際に、告知等により知っていたその悪性新生物に関する事実(注3)にもとづいて、その申込を承諾したときは、その悪性新生物については、本条(1)の規定を適用しません。</u></p> <p>(5) 被保険者が復活における責任開始日からその日を含めて90日を経過する日以前(注4)に悪性新生物(別表9)に罹患し、医師または歯科医師により診断確定された場合で、その診断確定の日からその日を含めて6か月以内に保険契約者から当会社に申出(注5)があったときは、その復活後の保険契約におけるこの特則の付加を無効とします。</p> <p>(6) 本条(5)の規定により復活後の保険契約におけるこの特則の付加が無効となったときは、当会社は、第14条（保険料の払込み）(4)の規定にかかわらず、次の①および②に定める保険料の差額を保険契約者に払い戻します。</p>	<p>第50条（責任開始日から90日を経過する日以前の悪性新生物と診断確定された場合の特定疾病保険料払込免除特則の取扱い）</p> <p>(1) 被保険者が責任開始日(注1)からその日を含めて90日を経過する日以前(注2)に悪性新生物(別表9)に罹患し、医師または歯科医師により診断確定された場合で、その診断確定の日からその日を含めて6か月以内に保険契約者から当会社に申出があったときは、この特則の付加を無効とします。</p> <p>(2) 本条(1)の規定によりこの特則の付加が無効となったときは、当会社は、第14条（保険料の払込み）(4)の規定にかかわらず、次の①および②に定める保険料の差額を保険契約者に払い戻します。</p> <p>① この特則を付加したもものとして既に払い込まれた保険料</p> <p>② この特則を付加しないもものとして計算した前①に対応する保険料</p> <p>(3) 本条(1)の規定にかかわらず、次の①または②のいずれかに該当するときは、本条(1)の規定は適用しません。</p> <p>① 第23条（告知義務違反による解除）または第25条（重大事由による解除）の規定により、当会社が保険契約を解除することができるとき。</p> <p>② 保険契約が解約その他の事由によって消滅することとなるとき。</p> <p>(4) 被保険者が復活における責任開始日からその日を含めて90日を経過する日以前(注3)に悪性新生物(別表9)に罹患し、医師または歯科医師により診断確定された場合で、その診断確定の日からその日を含めて6か月以内に保険契約者から当会社に申出(注4)があったときは、その復活後の保険契約におけるこの特則の付加を無効とします。</p> <p>(5) 本条(4)の規定により復活後の保険契約におけるこの特則の付加が無効となったときは、当会社は、第14条（保険料の払込み）(4)の規定にかかわらず、次の①および②に定める保険料の差額を保険契約者に払い戻します。</p>

責任開始日から 90 日を経過する前にかんと診断確定された場合の取扱いに関する約款の改定について

改定後	現 行
<p>① この特則を付加したものとして復活の際に払い込まれた延滞保険料およびその復活後に払い込まれた保険料の合計額</p> <p>② この特則を付加しないものとして計算した前①に対応する保険料(注6)の合計額</p> <p>(7) 本条(3)および(4)の規定は、本条(5)の適用にあたって準用します。</p> <p>(注1) 復活における責任開始日を除きます。</p> <p>(注2) 責任開始日(注1)前を含みます。</p> <p><u>(注3) 保険媒介者(注7)のみが知っていた事実は含みません。</u></p> <p>(注4) その復活に関して、保険契約が効力を失った日から復活における責任開始日までの期間を含みます。</p> <p>(注5) 保険期間が満了する場合は、保険期間が満了する前に当会社に申し出ることを必要とします。また、保険契約が更新される場合は、保険契約が更新される前に当会社に申し出ることを必要とします。</p> <p>(注6) 復活の際に払い込む延滞保険料を含みます。</p> <p><u>(注7) 当会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいいます。</u></p>	<p>① この特則を付加したものとして復活の際に払い込まれた延滞保険料およびその復活後に払い込まれた保険料の合計額</p> <p>② この特則を付加しないものとして計算した前①に対応する保険料(注5)の合計額</p> <p>(6) 本条(3)の規定は、本条(4)の適用にあたって準用します。<u>この場合において、本条(3)の規定中「本条(1)」とあるのを「本条(4)」と読み替えます。</u></p> <p>(注1) 復活における責任開始日を除きます。</p> <p>(注2) 責任開始日(注1)前を含みます。</p> <p>(注3) その復活に関して、保険契約が効力を失った日から復活における責任開始日までの期間を含みます。</p> <p>(注4) 保険期間が満了する場合は、保険期間が満了する前に当会社に申し出ることを必要とします。また、保険契約が更新される場合は、保険契約が更新される前に当会社に申し出ることを必要とします。</p> <p>(注5) 復活の際に払い込む延滞保険料を含みます。</p>
(後 略)	(後 略)

責任開始日から 90 日を経過する前にかんと診断確定された場合の取扱いに関する約款の改定について

【約款の改定内容】（5 疾病就業不能特約条項の例）

改定後	現 行
(中 略)	(中 略)
<p>第14条（この特約の責任開始日から90日を経過する日以前の悪性新生物と診断確定された場合の取扱い）</p> <p>(1) 被保険者がこの特約の責任開始日(注1)からその日を含めて90日を経過する日以前(注2)に悪性新生物(別表2)に罹患し、医師または歯科医師により診断確定された場合で、その診断確定の日からその日を含めて6か月以内に保険契約者から当会社に申出があったときは、この特約を無効とします。</p> <p>(2) 本条(1)の規定によりこの特約が無効となったときは、当会社は、第10条（特約の保険料の払込み）(2)の規定にかかわらず、既に払い込まれたこの特約の保険料(注3)を保険契約者に払い戻します。</p> <p>(3) 本条(1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、本条(1)の規定は適用しません。</p> <p>① 次条または第16条（重大事由による解除）の規定により、当会社がこの特約を解除することができるとき。</p> <p>② 第19条（特約の消滅とみなす場合）の規定により、この特約が消滅したものとみなされるとき。</p> <p>③ 悪性新生物(別表2)以外の特定疾病により、当会社がこの特約の給付金の請求を受け、その給付金を支払うこととなったとき。</p> <p><u>(4) 本条(3)に規定するほか、被保険者がこの特約の責任開始日(注1)からその日を含めて90日を経過する日以前に悪性新生物(別表2)に罹患していた場合でも、当会社が、この特約の締結の際に、告知等により知っていたその悪性新生物に関する事実(注4)にもとづいて、その申込を承諾したときは、その悪性新生物については、本条(1)の規定を適用しません。</u></p> <p>(5) 被保険者がこの特約の復活における責任開始日からその日を含めて90日を経過する日以前(注5)に悪性新生物(別表2)に罹患し、医師または歯科医師により診断確定された場合で、その診断確定の日からその日を含めて6か月以内に保険契約者から当会社に申出(注6)があったときは、この特約の復活を無効とします。</p> <p>(6) 本条(5)の規定によりこの特約の復活が無効となったときは、当会社は、第10条（特約の保険料の払込み）(2)の規定にかかわらず、その復活の際に払い込まれたこの特約の延滞保険料およびその復活後に払い込まれたこの特約の保険料を保険契</p>	<p>第14条（この特約の責任開始日から90日を経過する日以前の悪性新生物と診断確定された場合の取扱い）</p> <p>(1) 被保険者がこの特約の責任開始日(注1)からその日を含めて90日を経過する日以前(注2)に悪性新生物(別表2)に罹患し、医師または歯科医師により診断確定された場合で、その診断確定の日からその日を含めて6か月以内に保険契約者から当会社に申出があったときは、この特約を無効とします。</p> <p>(2) 本条(1)の規定によりこの特約が無効となったときは、当会社は、第10条（特約の保険料の払込み）(2)の規定にかかわらず、既に払い込まれたこの特約の保険料(注3)を保険契約者に払い戻します。</p> <p>(3) 本条(1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、本条(1)の規定は適用しません。</p> <p>① 次条または第16条（重大事由による解除）の規定により、当会社がこの特約を解除することができるとき。</p> <p>② 第19条（特約の消滅とみなす場合）の規定により、この特約が消滅したものとみなされるとき。</p> <p>③ 悪性新生物(別表2)以外の特定疾病により、当会社がこの特約の給付金の請求を受け、その給付金を支払うこととなったとき。</p> <p>(4) 被保険者がこの特約の復活における責任開始日からその日を含めて90日を経過する日以前(注4)に悪性新生物(別表2)に罹患し、医師または歯科医師により診断確定された場合で、その診断確定の日からその日を含めて6か月以内に保険契約者から当会社に申出(注5)があったときは、この特約の復活を無効とします。</p> <p>(5) 本条(4)の規定によりこの特約の復活が無効となったときは、当会社は、第10条（特約の保険料の払込み）(2)の規定にかかわらず、その復活の際に払い込まれたこの特約の延滞保険料およびその復活後に払い込まれたこの特約の保険料を保険契</p>

責任開始日から 90 日を経過する前にかんと診断確定された場合の取扱いに関する約款の改定について

改定後	現 行
<p>約者に払い戻します。</p> <p>(7) 本条(3)<u>および(4)</u>の規定は、本条(5)の適用にあたって準用します。</p> <p>(注1) この特約の復活における責任開始日を除きます。</p> <p>(注2) この特約の責任開始日(注1)前を含みます。</p> <p>(注3) 主契約の契約日後にこの特約を主契約に付加した場合は、この特約を付加した際に当社が受け取った当社所定の精算額を含みます。</p> <p>(注4) <u>保険媒介者(注7)のみが知っていた事実は含みません。</u></p> <p>(注5) <u>その復活に関して、この特約が効力を失った日から復活における責任開始日までの期間を含みます。</u></p> <p>(注6) この特約の保険期間が満了する場合は、この特約の保険期間が満了する前に当社に申し出ることを必要とします。また、この特約が更新される場合は、この特約が更新される前に当社に申し出ることを必要とします。</p> <p>(注7) <u>当社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいいます。</u></p>	<p>約者に払い戻します。</p> <p>(6) 本条(3)の規定は、本条(4)の適用にあたって準用します。<u>この場合において、本条(3)の規定中「本条(1)」とあるのを「本条(4)」と、「特定疾病」とあるのを「その復活における責任開始期以後に発病した特定疾病」と読み替えます。</u></p> <p>(注1) この特約の復活における責任開始日を除きます。</p> <p>(注2) この特約の責任開始日(注1)前を含みます。</p> <p>(注3) 主契約の契約日後にこの特約を主契約に付加した場合は、この特約を付加した際に当社が受け取った当社所定の精算額を含みます。</p> <p>(注4) <u>その復活に関して、この特約が効力を失った日から復活における責任開始日までの期間を含みます。</u></p> <p>(注5) この特約の保険期間が満了する場合は、この特約の保険期間が満了する前に当社に申し出ることを必要とします。また、この特約が更新される場合は、この特約が更新される前に当社に申し出ることを必要とします。</p>
<p>(後 略)</p>	<p>(後 略)</p>

責任開始日から90日を経過する前にかんと診断確定された場合の取扱いに関する約款の改定について

【約款の改定内容】(女性疾病保障特約条項(平成27年11月1日以前契約用)の例)

改定後	現 行
(中 略)	(中 略)
<p>第15条(この特約の責任開始日から90日を経過する日以前の悪性新生物等と診断確定された場合の取扱い)</p> <p>(1) 被保険者がこの特約の責任開始日(注1)からその日を含めて90日を経過する日以前(注2)に別表3に定める悪性新生物または上皮内新生物に罹患し、医師または歯科医師により診断確定された場合で、その診断確定の日からその日を含めて6か月以内に保険契約者から当会社に申出があったときは、この特約を無効とします。</p> <p>(2) 本条(1)の規定によりこの特約が無効となったときは、当会社は、第11条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み)(4)の規定にかかわらず、既に払い込まれたこの特約の保険料(注3)を保険契約者に払い戻します。</p> <p>(3) 本条(1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、本条(1)の規定は適用しません。</p> <p>① 次条または第17条(重大事由による解除)の規定により、当会社がこの特約を解除することができるとき。</p> <p>② 第20条(特約の消滅とみなす場合)の規定により、この特約が消滅したものとみなされるとき。</p> <p>③ 悪性新生物または上皮内新生物(注4)以外の特定疾病により、当会社がこの特約の給付金の請求を受け、その給付金を支払うこととなったとき。</p> <p><u>(4) 本条(3)に規定するほか、被保険者が責任開始日(注1)からその日を含めて90日を経過する日以前に別表3に定める悪性新生物または上皮内新生物に罹患していた場合でも、当会社が、この特約の締結の際に、告知等により知っていたその悪性新生物または上皮内新生物に関する事実(注5)にもとづいて、その申込を承諾したときは、その悪性新生物または上皮内新生物については、本条(1)の規定を適用しません。</u></p> <p>(5) 被保険者がこの特約の復活における責任開始日からその日を含めて90日を経過する日以前(注6)に別表3に定める悪性新生物または上皮内新生物に罹患し、医師または歯科医師により診断確定された場合で、その診断確定の日からその日を含めて6か月以内に保険契約者から当会社に申出(注7)があったときは、この特約の復活を無効とします。</p> <p>(6) 本条(5)の規定によりこの特約の復活が無効となったときは、当会社は、第11条</p>	<p>第15条(この特約の責任開始日から90日を経過する日以前の悪性新生物等と診断確定された場合の取扱い)</p> <p>(1) 被保険者がこの特約の責任開始日(注1)からその日を含めて90日を経過する日以前(注2)に別表3に定める悪性新生物または上皮内新生物に罹患し、医師または歯科医師により診断確定された場合で、その診断確定の日からその日を含めて6か月以内に保険契約者から当会社に申出があったときは、この特約を無効とします。</p> <p>(2) 本条(1)の規定によりこの特約が無効となったときは、当会社は、第11条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み)(4)の規定にかかわらず、既に払い込まれたこの特約の保険料(注3)を保険契約者に払い戻します。</p> <p>(3) 本条(1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、本条(1)の規定は適用しません。</p> <p>① 次条または第17条(重大事由による解除)の規定により、当会社がこの特約を解除することができるとき。</p> <p>② 第20条(特約の消滅とみなす場合)の規定により、この特約が消滅したものとみなされるとき。</p> <p>③ 悪性新生物または上皮内新生物(注4)以外の特定疾病により、当会社がこの特約の給付金の請求を受け、その給付金を支払うこととなったとき。</p> <p>(4) 被保険者がこの特約の復活における責任開始日からその日を含めて90日を経過する日以前(注5)に別表3に定める悪性新生物または上皮内新生物に罹患し、医師または歯科医師により診断確定された場合で、その診断確定の日からその日を含めて6か月以内に保険契約者から当会社に申出(注6)があったときは、この特約の復活を無効とします。</p> <p>(5) 本条(4)の規定によりこの特約の復活が無効となったときは、当会社は、第11条</p>

責任開始日から 90 日を経過する前にかんと診断確定された場合の取扱いに関する約款の改定について

改定後	現 行
<p>(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み) (4) の規定にかかわらず、その復活の際に払い込まれたこの特約の延滞保険料およびその復活後に払い込まれたこの特約の保険料を保険契約者に払い戻します。</p> <p>(7) 本条(3)および(4)の規定は、本条(5)の適用にあたって準用します。</p> <p>(注1) この特約の復活における責任開始日を除きます。</p> <p>(注2) この特約の責任開始日(注1)前を含みます。</p> <p>(注3) 主契約の契約日後にこの特約を主契約に付加した場合は、この特約を付加した際に当社が受け取った当社所定の精算額を含みます。</p> <p>(注4) 別表2中、特定疾病の種類が悪性新生物または上皮内新生物である特定疾病をいいます。</p> <p><u>(注5) 保険媒介者(注8)のみが知っていた事実は含みません。</u></p> <p>(注6) その復活に関して、この特約が効力を失った日から復活における責任開始日までの期間を含みます。</p> <p>(注7) この特約の保険期間が満了する場合は、この特約の保険期間が満了する前に当社に申し出ることを必要とします。また、この特約が更新される場合は、この特約が更新される前に当社に申し出ることを必要とします。</p> <p><u>(注8) 当社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいいます。</u></p>	<p>(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み) (4) の規定にかかわらず、その復活の際に払い込まれたこの特約の延滞保険料およびその復活後に払い込まれたこの特約の保険料を保険契約者に払い戻します。</p> <p>(6) 本条(3)の規定は、本条(4)の適用にあたって準用します。この場合において、<u>本条(3)の規定中「本条(1)」とあるのを「本条(4)」と、「特定疾病」とあるのを「その復活における責任開始期以後に発病した特定疾病」と読み替えます。</u></p> <p>(注1) この特約の復活における責任開始日を除きます。</p> <p>(注2) この特約の責任開始日(注1)前を含みます。</p> <p>(注3) 主契約の契約日後にこの特約を主契約に付加した場合は、この特約を付加した際に当社が受け取った当社所定の精算額を含みます。</p> <p>(注4) 別表2中、特定疾病の種類が悪性新生物または上皮内新生物である特定疾病をいいます。</p> <p>(注5) その復活に関して、この特約が効力を失った日から復活における責任開始日までの期間を含みます。</p> <p>(注6) この特約の保険期間が満了する場合は、この特約の保険期間が満了する前に当社に申し出ることを必要とします。また、この特約が更新される場合は、この特約が更新される前に当社に申し出ることを必要とします。</p>
<p>(後 略)</p>	<p>(後 略)</p>